

第十八号議案

江戸川区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
江戸川区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年十月江戸川区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める疾病を有する者

第三条第一項中「江戸川区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 その者の保護者が、その者に係る江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）に基づく障害手当の支給を受けているとき。

三 その者が該当する江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号）に基づく難病患者福祉手当の月額がこの手当の月額を上回るとき。

第四条の見出しを「（受給資格の認定）」に改める。

第六条中「一月につき一万五千円」を「別表に定めるとおり」に改め、同条ただし書を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（手当の支払の調整）

第九条の二 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後支払うべき手当の内払と

みなすことができる。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第六条関係）

		障害者の区分		手当額
知的障害者		二十歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定に基づく手帳の交付を受けた者で、身体障害の程度が一度、二度及び三度である	二十歳以上の者であつて、東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四十二民児精発第五十八号）第五条第一項の規定に基づく手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が一度、二度及び三度である	一万五千円
		障害程度等級表のうち、三級及び四級である者	障害程度等級表のうち、三級及び四級である者	五千円
		う。）のうち、一級及び二級であるもの	う。）のうち、一級及び二級であるもの	
		程度等級表（以下「障害程度等級表」とい	程度等級表（以下「障害程度等級表」とい	
		号）の別表第五号に定める身体障害者障害	号）の別表第五号に定める身体障害者障害	
		法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五	法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五	
		者で、身体障害の程度が身体障害者福祉	者で、身体障害の程度が身体障害者福祉	
		十五條の規定に基づく手帳の交付を受けた	十五條の規定に基づく手帳の交付を受けた	
		法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第	法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第	
		二十歳以上の者であつて、身体障害者福祉	二十歳以上の者であつて、身体障害者福祉	一万五千円

二十歳以上の者であつて、脳性麻ひ又は進行性筋委縮症を有する者	知的障害の程度が四度である者	
	もの	
規則で定める疾病を有する者		一万五千元
		一万二千元

備考 障害者の区分のうち、二区分以上に該当する場合においても手当は併給しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区心身障害者福祉手当条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成二十五年四月分の手当から適用し、同年三月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に江戸川区難病患者福祉手当条例(昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号)の規定による難病患者福祉手当を受給している者のうち、新条例による適用を受けることとなつた者は、第四条の規定による認定を受けたものとみなす。

(説明)

心身障害者福祉手当の支給要件を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。